



令和8年緑の募金取組要領

東京綠化推進委員会

1 募金の方針

「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」(平成7年5月8日法律第88号)に基づく募金活動を行い、「緑の募金」による森林整備や緑化推進の意義を広く都民へ呼びかけ、森林の持つ水源かん養や環境保全等、多面的な機能を維持し、高めるとともに、都市緑化の推進を通じて、都民の生活環境の安定・向上に貢献します。

2 強化期間 「春の募金」 3月1日から 5月31日まで
「秋の募金」 9月1日から 10月31日まで

3 募金地域 東京都全域

4 募金方法 (1) 家庭募金 (2) 街頭募金 (3) 職場募金
(4) 企業募金 (5) 学校募金 (6) その他

5 目標額 30,000千円

6 募金協力団体 (1) 区市町村（自治会、町内会等）、公立・私立学校
(2) ガールスカウト、ボーイスカウト、ボランティア団体
(3) JA東京グループ、森林・木材関係団体
(4) 東京都及び東京都関係団体
(5) その他の企業・個人

7 募金資材

募金活動に必要な緑の羽根、募金箱等の資材は、本会より提供します。

8 街頭募金の実施方法

- (1) 駅構内で募金活動を行う場合は、鉄道会社へ実施計画書を提出し、許可を得る必要がありますので、事前に本会までご連絡ください。
- (2) 公道で募金活動を行う場合は、事前に当該警察署へ「道路使用許可申請書」を提出し、許可を得てください。なお、特別の許可を必要とする場合は、本会にて手続きを行います。
- (3) 公園や建造物等で募金活動を行う場合は、事前に施設等の管理者から許可を得てください。
- (4) 上記手続きについての詳細は、本会までお問い合わせください。

9 募金の取りまとめ

募金活動の終了後は、募金をお取りまとめのうえ、下記の口座へ速やかにお振り込みください。

金融機関	口座番号	口座名
ゆうちょ銀行(手数料免除口座)	00180-9-792842	
みずほ銀行 立川支店	普通預金 3109389	トウキョウリョクカスイシンイインカイ 東京緑化推進委員会
東京都信用農業協同組合連合会 本店	普通貯金 3010772	

10 募金に要する振込手数料

募金に要する振込手数料は、募金額の10%の範囲内で募金額から差し引き、充当することができます。大切な募金からの拠出ですので、募金協力団体の責任者による厳格な適用をお願いします。

11 募金の使途

募金は、森林整備を行うボランティア団体等への助成や区市町村などを通じた花苗や苗木の配布のほか、募金資材の購入や緑の募金の普及啓発等に活用いたします。

12 問合せ 〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1

公益財団法人東京都農林水産振興財団内 東京緑化推進委員会

電話 042-528-0644

E-mail bokin@tdfaff.com

URL <https://tokyo-green.jp>

